

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	平成5年度～平成40年度（36年間）												
事業実施地区名 （都道府県名）	松川入（まつかわいり） （長野県）	事業実施主体	中部森林管理局												
事業の概要・目的	<p>当地区は、天竜川右岸の支流松川の上流に位置し、地質は深層風化が進みマサ化した花崗岩類で構成されているため非常に脆弱であることから、山腹崩壊が多数発生しており、長野県により治山事業が実施されてきた。特に、昭和58年、昭和60年の台風により急速に荒廃が進み、下流の飯田市の水瓶である多目的ダム松川ダムに土砂が大量に流入し、急激なダム機能の低下により市民生活への重大な悪影響が懸念された。</p> <p>このことから、広範囲にわたる多数の崩壊地の復旧は、事業規模が著しく大きく高度の技術を必要とすることから、長野県及び地元からの強い要請も踏まえ、平成5年度から民有林直轄治山事業として国土の保全と民生の安定を図ることを目的に本事業に着手した。</p> <p>・主な事業内容：山腹工242ha 溪間工182基 ・総事業費：28,000,000千円（平成15年度の評価時点：28,000,000千円）</p>														
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>総費用（C）</td> <td></td> <td>24,959,467千円</td> </tr> <tr> <td>総便益（B）</td> <td>水源かん養便益</td> <td>7,428,421千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地保全便益</td> <td>49,196,255千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>56,624,676千円</td> </tr> </table> <p>分析結果（B/C） 2.27</p>			総費用（C）		24,959,467千円	総便益（B）	水源かん養便益	7,428,421千円		山地保全便益	49,196,255千円		計	56,624,676千円
総費用（C）		24,959,467千円													
総便益（B）	水源かん養便益	7,428,421千円													
	山地保全便益	49,196,255千円													
	計	56,624,676千円													
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区の地質は風化の進んだ粗粒角閃石黒雲母花崗岩で極めて脆弱で山腹崩壊地が多く、山林被害や土砂流出が著しい状況にあった。太平洋型気象で年間降水量は平均1,606mm。林況は天然生林が50%を占め、以前は木材生産が盛んであったが、現在は人工林の本数調整伐等の保育事業が行われている。</p> <p>・主な保全対象：松川ダム（給水人口67,226人）、人家1戸、公共施設1戸 県道4km、林道26km</p>														
事業の進捗状況	<p>溪流荒廃地について、溪間工により溪床の縦横断侵食の防止、山脚の固定を図り山腹崩壊地について土砂生産防止及び森林基盤回復のため山腹工を実施している。平成19年度末の進捗率は27%（事業費）である。</p>														
関連事業の整備状況	<p>異常堆砂対策の松川ダム再開発事業が行われるとともに、下流において砂防事業が実施されており、砂防調整会議を行う等、事業の調整を行い、より効果的・効率的な事業が行われるよう努めている。</p>														
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	<p>風化花崗岩地帯に発生した多くの崩壊地は、集中豪雨等により拡大崩壊が発生すると、再び大規模な荒廃流域となり下流域に甚大な被害を発生させる危険性がある区域である。復旧には、高度な技術と集中的・持続的な取組みを必要とするため、事業の継続的な実施を要望する。（長野県）</p> <p>松川入地区直轄治山事業は、飯田市上水道（妙琴浄水場：給水人口67,226人）の水源で行われている大変重要な事業であり、今後もより一層、事業の推進を要望する。（飯田市）</p>														
事業コスト縮減等の可能性	<p>周辺で間伐した木材を利用した工法や丸太存置型枠の採用及び資材搬入困難な山腹崩壊地の航空実播工の採用等より、コスト縮減、木材利用の促進を図っており、今後においても一層のコスト縮減に努めることとしている。</p>														
代替案の実現可能性	<p>該当なし。</p>														
第三者委員会の意見	<p>流域の保全のため、事業の継続実施が妥当と考える。 これまでの治山事業の効果を維持していくため、今後とも適切な事業の実施に努めること。また、国と県が連携した森林管理等が重要である。</p>														
評価結果及び実施方針	<p>・必要性：山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば荒廃の進行が懸念され、地元からも保安林機能の発揮を要請されていることから、下流域の保全等のため事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性：対策工の計画に当たっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種工法で検討されており、事業実施に当たってコスト縮減に努めていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性：事業の実施により崩壊地の復旧や土砂の流出が抑制されるなど下流域の保全等が図られていることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記 から の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：事業を継続する。</p>														